

○労働金庫法施行規則第四十五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成十年金融監督庁・大蔵省・労働省告示第二号)

改正案	現行
<p>(労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則(以下「規則」という。)第四十五条第五項第三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。)第五十八条第二項第七号又は第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 労働金庫 当該労働金庫並びにその子会社(法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)第五条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。次号において同じ。)及び関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。次号において同じ。)による事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの</p> <p>二 労働金庫連合会 当該労働金庫連合会並びにその子会社、子法人等及び関連法人等による事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条</p> <p>(略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社とし</p>	<p>(労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則(以下「規則」という。)第四十五条第五項第三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。)第五十八条第二項第七号又は第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第二条</p> <p>(略)</p> <p>2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社(法</p>

て有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を
含むものとする。

第三十二条第五項に規定する子会社をいう。)として有する場合に
は、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。